平成２４年（フ）第６４号
北海道旭川市豊岡13条４丁目４番19号　近永ハイツ103
債務者　山本　道彦
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
北海道旭川市東光13条１丁目５番７号　エンゼルハイツ東光103号室
債務者　浅倉由佳利
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６号
北海道旭川市10条通８丁目2441番地の10　カシハラハイツ202
債務者　樫原　克幸
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７８号
北海道旭川市東光２条２丁目４番11号　近代マンション２Ｆ左
債務者　成田　直美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目21番20号　レインボープラザ201
債務者　鈴村　泰政
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５１７号
横浜市旭区白根２丁目16番１―304号
債務者　小野美也子（旧姓碓井）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４３号
神奈川県大和市鶴間２丁目３番15号　フラッツ東湘506号
債務者　真田由美子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６４号
横浜市南区白妙町３丁目36番地３　ガーデンプラザ横浜南617号
債務者　加藤　秀国
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７８号
神奈川県茅ヶ崎市今宿965番地１―W―803号　リステージ茅ヶ崎ツインマークス
債務者　小野　克己
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９４号
神奈川県藤沢市遠藤872番地の１　市営滝ノ沢住宅３―106
債務者　出井　義已
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１号
北海道旭川市永山５条13丁目２番３号
債務者　尾崎奈希沙
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５３号
東京都東村山市萩山町３丁目６番地９トムス萩山103
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１００号
静岡県浜松市南区遠州浜１丁目37番32号
債務者　オザワ　ネルソン（ＯＺＡＷＡ　ＮＥＬＳＯＮ）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

財産状況報告集会等の期日変更

平成２０年（フ）第７５号
香川県三豊市詫間町詫間6326番地１
破産者　吉久　　武
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成24年５月29日午前10時30分と変更する。
平成24年３月27日
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４１９号
茨城県土浦市荒川沖西２丁目11番８号
破産者　有限会社愛
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
千葉県君津市長谷川224番地
破産者　駒建材興業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部